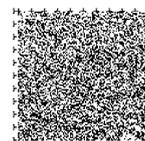


(1) 障害者（児）日常生活用具の給付など

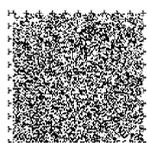
身知精難

- **内容** 区内に居住する在宅の身体障害者等の日常生活を容易にするために、日常生活用具費の支給が受けられます。なお、購入後の申請は、給付の対象になりません。
- **対象** ①身体障害者手帳をお持ちの障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）
②障害者総合支援法の対象となる難病等にかかっているもの
- **費用** 原則、給付内容の1割負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります（生活保護、住民税非課税の人は無料です。）。
- **種類** ①の対象者

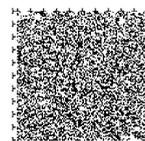
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
視覚障害	点字ディスプレイ	①学齢児以上で視覚に係る障害の程度が2級以上のもの ②聴覚障害の重度重複障害者（児）（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	音響案内装置（学齢児以上）	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの 送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	51,000円 (送信機のみ15,000円)	10年
	音声ICタグレコーダー（学齢児以上）	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	物の名前や情報の確認を音声で知らせるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	58,000円	6年
	音声式体温計（学齢児以上）	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障害者支援具	視覚に係る障害があるもの	音声・振動等を利用し、視覚障害者の日常生活に利便をもたらす機器	100,000円	8年
	活字文書読上げ装置	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	活字と同一紙面上に掲載された、当該活字をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの	109,800円	6年



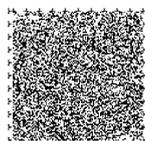
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
視覚障害	ポータブルレコーダー (学齢児以上)	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの ① DAISY方式による録音が可能で、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品 ② DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品	① 85,000円 ② 48,000円	6年
	時計 (学齢児以上)	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	① 触読式 12,000円 ② 音声式 16,000円	5年
	点字タイプライター	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの ※1	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100円	5年
	電磁調理器 (18歳以上)	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの ※2	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	視覚障害者用体重計 (18歳以上)	視覚に係る障害の程度が1級または2級のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	拡大読書器 (学齢児以上)	視覚に係る障害があるもので、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000円	8年
	情報・通信支援用具 (学齢児以上)	視覚に係る障害があるもの	パソコンおよびタブレット端末等に接続し操作する際に必要とする画面音声化ソフトや障害に適した入力装置(パソコンおよびパソコン周辺機器)	100,000円	5年
	点字器	視覚に係る障害があるもの	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	10,400円	7年
	点字図書 (学齢児以上)	視覚に係る障害があるもので主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書※3	10,000円	-
(備考)	※1 本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労(職業訓練含む。)が見込まれている者に限る。 ※2 障害者の属する世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。 ※3 対象者1人につき、年間6タイトルまたは24巻。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。				



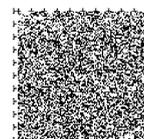
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
視覚障害	大活字図書 (学齢児以上)	視覚に係る障害があるもので必要と認められるもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く大活字図書※1	60,000円	—
	DAISY 図書 (学齢児以上)	視覚障害者(児)で必要と認められるもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く DAISY 図書※1	10,000円	—
聴覚障害 (視覚障害との重複に限る)	点字ディスプレイ	聴覚の重度重複障害者(児)(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
聴覚障害	屋内信号装置 (18歳以上)	聴覚に係る障害の程度が2級のもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	5年
	フラッシュベル (学齢児以上)	聴覚に係る障害の程度が3級以上のもの	聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	28,500円	10年
	携帯用信号装置 (学齢児以上)	聴覚に係る障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200円	6年
	会議用拡聴器 (学齢児以上)	聴覚に係る障害の程度が4級以上のもの	聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200円	6年
	聴覚障害者支援具	聴覚に係る障害があるもの	振動・光等を利用し、聴覚障害者(児)の日常生活に利便をもたらすもの	100,000円	8年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に係る障害があるもので、必要と認められるもの	映像、字幕および手話通訳付き番組ならびに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕および手話通訳を合成する機能を有するもの	88,900円	6年
	聴覚障害者用通信装置 (FAX含む) (学齢児以上)	聴覚に著しい障害を有するもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	振動型体温計 (学齢児以上)	聴覚に係る障害があるもの	聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
(備考)	※1 対象者1人につき、年間6タイトルまたは24巻。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。				



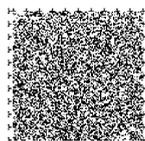
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
平衡機能障害	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具) (3歳以上)	平衡機能に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000円	8年
	杖	平衡機能に係る障害のあるもの	T字状・棒状の杖。ただし、補装具および介護保険の給付対象の杖を除く。	5,000円	3年
	頭部保護帽	平衡機能に係る障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(既製品は価格欄の80%の範囲内とする。)	① 15,200円 ※1 または ② 36,750円 ※2	3年
音声言語機能またはそしゃく機能障害	パーソナルコンピューター (学齢児以上)	音声、言語機能障害と、上肢の重複障害であって、その障害の程度が1級または2級のもの(文字を書くことが困難な者に限る。)	プロテクター等を付帯することができ、容易に操作できるもので、文章作成上必要な機能およびソフトに限る。	100,000円	6年
	フラッシュベル (学齢児以上)	音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	28,500円	10年
	携帯用信号装置 (学齢児以上)	音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200円	6年
	ガス安全システム (18歳以上)	喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの(障害者の属する世帯で必要と認める場合に限る。)	警報器から遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	8年
	携帯用会話補助装置 (学齢児以上)	音声、言語機能に係る障害があるもので、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式(タブレット等の情報機器端末と一体型も可)でことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	285,000円	5年
(備考)	※1 スポンジ、革を主材料に製作 ※2 スポンジ、革、プラスチック(頭部全体を保護するもの)を主材料に製作				



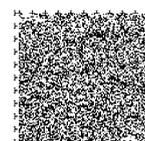
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
音声言語機能またはそしゃく機能障害	人工喉頭	音声機能に係る障害の程度が3級以上のもの	顎下部等に当てた電動版を駆動させ、構音化するもので、容易に操作ができるもの	70,100円	5年
	人工鼻	音声、言語機能に係る障害があるもので喉頭を摘出したもの	常時埋込型人工喉頭の一部として使用することで発声を可能とするものまたは鼻の代用として呼吸機能を有するもの(医療保険の対象となるものを除く。)	月に24,200円	※1年ごとに申請
	聴覚障害者用通信装置(FAX含む。)(学齢児以上)	音声、言語機能に著しい障害を有するもので、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
上肢障害	パーソナルコンピューター(学齢児以上)	上肢に係る障害の程度が1級または2級のもの(文字を書くことが困難な者に限る。)	プロテクター等を付帯することができ、容易に操作できるもので、文章作成上必要な機能およびソフトに限る。	100,000円	6年
	食事用自助具(3歳以上)	上肢に係る障害の程度が1級または2級のもの	障害者(児)が容易に使用し得る食べやすいスプーン・フォーク・食器、すべり止めマット(食卓用)。ただし、食事が全介助の者(児)を除く。	20,000円	3年
	調理用自助具(18歳以上)	上肢に係る障害の程度が1級または2級のもの	障害者が容易に使用し得る調理用器具(まな板、皮むき器等)	20,000円	3年
	電磁調理器(18歳以上)	上肢に係る障害の程度が1級または2級のもの(障害者の属する世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	温水洗浄便座(学齢児以上)	上肢に係る障害の程度が1級または2級のもの	容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円	8年



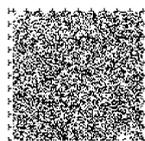
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
上肢障害	情報・通信支援用具 (学齢児以上)	上肢に係る障害があるもの	パソコンおよびタブレット端末等に接続し操作する際に必要とする画面音声化ソフトや障害に適した入力装置（パソコンおよびパソコン周辺機器）	100,000円	5年
	ガス安全システム (18歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級のもの（障害者の属する世帯で必要と認められる場合に限る。）	警報器から遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	8年
下肢または体幹	移動用リフト (3歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	300,700円	4年
	訓練いす (3歳以上18歳未満)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	体位変換器 (学齢児以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの（家族等他人の介護を必要とする者に限る。）	介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	電磁調理器 (18歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級のもの（障害者の属する世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	特殊マット (3歳以上18歳未満)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級の児童	じょくそう防止または失禁による汚染若しくは損耗を防止するため、マット	88,000円	5年
	特殊マット (18歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）	（寝具）にビニール等を加工したもの		
	特殊寝台 (3歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	190,000円	8年



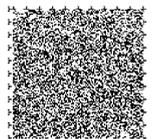
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
下肢または体幹	特殊尿器 (学齢児以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)または介護者が容易に使用し得るもの	154,500円	5年
	入浴担架 (3歳以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	①洋式 82,400円 ②和式 133,900円	5年
	便器 (学齢児以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの	腰かけ式のもの(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	51,500円	8年
	浴槽 (湯沸器含む) (学齢児以上)	下肢または体幹に係る障害の程度が1級または2級のもの	浴槽は、実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は、水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	①浴槽 (湯沸器含む) 141,200円 ②浴槽のみ 60,800円 ③湯沸器のみ 104,900円	8年
	エアーマット	下肢または体幹に係る障害があり、寝返りができない等、自力では除圧動作ができないもので、じょくそうがあるか、既往があるもの	電動ポンプ等を利用し、じょくそうの予防の機能があるもの	101,850円	6年
	移動・移乗 支援用具 (歩行支援用具) (3歳以上)	下肢または体幹に係る障害があるもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000円	8年
	訓練用ベッド (学齢前)	下肢または体幹に係る障害がある児童で、必要と認められる児童	障害児の療育に適した機能を持つもの	162,800円	-



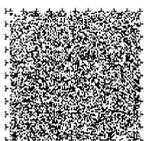
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
下肢または体幹	頭部保護帽	下肢または体幹機能に係る障害があるもので、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（既製品は価格欄の80%の範囲内とする。）	① 15,200円 ※1 または ② 36,750円 ※2	3年
	杖	下肢または体幹機能に係る障害のあるもの	T字状・棒状の杖。補装具および介護保険の給付対象の杖を除く。	5,000円	3年
	入浴補助用具 (3歳以上)	下肢または体幹に係る障害があるもので、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）または介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000円	8年
	訓練・姿勢保持用具 (学齢前)	身体障害者手帳の交付を受けた児童	障害児の姿勢保持やバランス運動に適した機能を持つもの（ダンブルフォーム等）	50,000円	10年
肢体不自由	ルームクーラー (18歳以上)	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（体温調節機能を喪失したものと医師による証明があり必要と認められた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの（世帯に1台）	172,100円	6年
	環境制御装置 (学齢児以上)	頸椎損傷等両上肢および両下肢または体幹機能が全廃状態であるもの	呼吸や、指先のわずかな動作等で機器の制御が行えるシステム	500,000円	10年
	携帯用会話補助装置 (学齢児以上)	肢体不自由に係る障害があるもので音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式（タブレット等の情報機器端末と一体型も可）でことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	285,000円	5年
	生活用品自 助具 (3歳以上)	肢体不自由に係る障害があるもの	障害者（児）が容易に使用でき、ボタン付けや靴下装着など、日常生活の自立に寄与する用具	20,000円	3年
	(備考)	※1 スポンジ、革を主材料に製作 ※2 スポンジ、革、プラスチック（頭部全体を保護するもの）を主材料に製作			



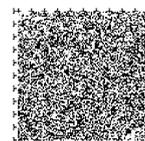
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
肢体不自由	紙おむつ・さらし等	脳原性運動機能障害により排尿排便の意思表示が困難なもの	紙おむつ等の用具を必要とするもの（区の紙おむつ給付とは併用不可）	月に 20,497円	※1
呼吸器機能障害	空気清浄器（18歳以上）	呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800円	6年
	酸素ボンベ運搬車（18歳以上）	呼吸器機能に係る障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
呼吸器機能障害または同程度	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるものまたは同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの（電気式たん吸引器の機能を兼ね備えた装置の場合は、基準額を合算する。）	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの、または同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの（ネブライザーの機能を兼ね備えた装置の場合は、基準額を合算する。）	56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上のもの、または同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
じん臓機能障害	透析液加温器（3歳以上）	人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者で、医師の証明のある者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100円	5年
ぼうこうまたは直腸機能障害	ストーマ装具	ストーマを造設したもの	ストーマ1個所の造設に対し、ストーマ装具を支給する	泌尿器系 月に 15,000円 消化器系 月に 13,000円	※1
	紙おむつ・さらし等（おおむね3歳以上）	治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚のびらん、ストーマの変形等のため、ストーマを装着できないもの	紙おむつ等の用具を必要とするもの（区の紙おむつ給付とは併用不可）	月に 8,858円	※1
	(備考)	※1 1年ごとに申請			



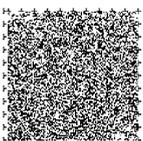
	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
排尿・排便機能障害	紙おむつ・さらし等 (おおむね3歳以上)	乳児期に発見した脳病変により、排尿排便の意思表示が困難なもの	紙おむつ等の用具を必要とするもの (区の紙おむつ給付とは併用不可)	月に 20,497円	※1
	紙おむつ・さらし等 (おおむね3歳以上)	先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの	紙おむつ等の用具を必要とするもの (区の紙おむつ給付とは併用不可)	月に 20,497円	※1
	収尿器	脊椎損傷等により、常時失禁状態にあるもの	収尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流装置のついたもの若しくはそれと同等の機能を持つデポジット式のもの	8,600円	—
	排泄予測支援機器	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者 (児) で下肢または体幹、肢体不自由に係る障害1～3級程度のもの ②原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者 (児) でぼうこう機能障害のもの ③原則として、学齢児以上の知的障害者 (児) で障害の程度が最重度または重度のもの ④①～③の同程度の身体障害者 (児)、知的障害者 (児) で必要と認められるもの	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人または介護を行う者に通知するもの	本体 99,000円 シート等の消耗品 3,080円	5年 2ヶ月
その他 身体障害者手帳1、2級	火災警報器	障害の程度が1級または2級のもの※2	室内の火災を煙または熱により感知し、音または、光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの※3	42,525円	8年
	自動消火器	障害の程度が1級または2級のもの※2	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火しうるもの※4	28,700円	8年
	(備考)	※1 1年ごとに申請 ※2 火災発生感知および避難が著しく困難な障害者 (児) 世帯に限る。 ※3 特殊法人日本消防検定協会の検定ラベルまたは鑑定ラベルの貼付けがなされているもの (基準の範囲内において、強い光や振動等で火災の危険を知らせる専用の受信機の併給、または複数個の給付が可能) ※4 財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付けがなされているもの			



	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
内部障害 知的障害	電磁波防護服	ペースメーカー等、電磁波の影響を受ける埋込型機器を使用しているもの	電磁波を遮断・軽減する機能を持ち、埋込型機器を電磁波から守る衣服	20,000円	2年
	火災警報器	障害の程度が最重度または重度のもの※1	室内の火災を煙または熱により感知し、音または、光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの※2	42,525円	8年
	自動消火器	障害の程度が最重度または重度のもの※1	室内温度の異常上昇または炎の接触で、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火しうるもの※3	28,700円	8年
	電磁調理器 (18歳以上)	障害の程度が最重度または重度のもの（障害者の属する世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	知的障害者 支援具	主治医・教育機関・専門家（心理士、言語聴覚士）から必要性について証明されたもの	知的障害者が容易に使用し得るコミュニケーション機器等（絵カード作成用ソフトや残り時間がわかりやすいタイマー、聴こえる耳栓やイヤーマフ（聴覚過敏のある人用）など）	25,000円	2年
	DAISY 図書 (学齢児以上)	知的障害者（児）で必要と認められるもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く DAISY 図書※4	10,000円	—
	特殊マット (3歳以上)	障害の程度が最重度または重度のもの	じょくそう防止または失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	88,000円	5年
(備考)	※1 火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者（児）世帯に限る。 ※2 特殊法人日本消防検定協会の検定ラベルまたは鑑定ラベルの貼付けがなされているもの（基準の範囲内において、強い光や振動等で火災の危険を知らせる専用の受信機の併給、または複数個の給付が可能） ※3 財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付けがなされているもの ※4 対象者1人につき年間6タイトルまたは24巻 ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。				



	種 目	対 象 者	内 容	基準額	耐用年数
知的障害	温水洗浄便座(学齢児以上)	障害の程度が最重度または重度の自ら排便の処理が困難なもの	容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。(ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円	8年
	訓練用ベッド(学齢前)	原則として身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹に係る障害があるか、知的障害のため同程度の必要がある児童	障害児の療育に適した機能を持つもの	162,800円	-
	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(既製品は価格欄の80%の範囲内とする。)	① 15,200円 ※1 または ② 36,750円 ※2	3年
精神障害	火災警報器	障害の程度が1級のもの(火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者(児)世帯に限る。)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または、光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの※3	42,525円	8年
	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(既製品は価格欄の80%の範囲内とする。)	① 15,200円 ※4 または ② 36,750円 ※5	3年
医療的ケアが必要な人	ポータブル電源(蓄電池)	在宅で、吸引や薬液の吸入等、電源を要する機器を用いた医療的ケア(人工呼吸器を使用する者を除く。)を必要とするもの	障害者(児)または介助者が容易に使用でき、運搬可能であって、蓄電機能を有する電源装置	100,000円	5年
	(備考)	※1 スポンジ、革を主材料に製作 ※2 スポンジ、革、プラスチック(頭部全体を保護するもの)を主材料に製作 ※3 特殊法人日本消防検定協会の検定ラベルまたは鑑定ラベルの貼付けがなされているもの(基準の範囲内において、強い光や振動等で火災の危険を知らせる専用の受信機の併給、または複数個の給付が可能) ※4 スポンジ、革を主材料に製作 ※5 スポンジ、革、プラスチック(頭部全体を保護するもの)を主材料に製作			



②の対象者

種 目	対 象 者	基 準 額	耐用年数
便器	常時介護を要するもの	51,500 円	8 年
特殊マット	寝たきりの状態にあるもの	88,000 円	5 年
特殊寝台	寝たきりの状態にあるもの	190,000 円	8 年
特殊尿器	自力で排尿できないもの	154,500 円	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にあるもの	15,000 円	5 年
入浴補助用具	入浴に介助を要するもの	90,000 円	8 年
歩行支援用具 (手すり、スロープ等)	下肢が不自由なもの	60,000 円	8 年
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のあるもの	56,400 円	5 年
ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障害のあるもの	36,000 円	5 年
移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のあるもの	300,700 円	4 年
温水洗浄便座	上肢機能に障害のあるもの	151,200 円	8 年
訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障害のあるもの	162,800 円	—
自動消火装置	火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等の属する世帯で必要と認められる場合	28,700 円	8 年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要なもの	157,500 円	5 年

● **問い合わせ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(2) 補装具費の支給

身難

● **内 容** 身体障害者手帳をお持ちの障害者 (児) および障害者総合支援法の対象となる難病患者等の人 (ひとりきゅうふしゅうりかりう) に給付・修理・借受けします (ただし、介護保険対象者は、介護保険制度が優先します)。
 なお、購入・修理・借受け後の申請は、給付の対象になりません。

● **種 類 (購入・修理・借受け)**

対象者	補装具の種類
視覚障害者 (児)	視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡
聴覚障害者 (児)	補聴器
肢体不自由者 (児)	義手、義足、下肢装具、体幹装具、靴型装具、上肢装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※ 18 歳未満の人のみ、座位保持いす、頭部保持具、起立保持具、排便補助具があります。
内部障害者 (児)	車いす
下肢が不自由な人	車いす、歩行器、靴型装具



対象者	補装具の種類
言語機能を喪失した人 または言語機能が著しく低下している神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる人	重度障害者用意思伝達装置
難病患者等	車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、靴型装具等

※障害ごとに種類が異なります。また、借受けの種類は限られます。

詳しくは、窓口でご相談ください。

※東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要です。(判定不要の場合もあります。また、18歳未満の児童は育成医療の指定機関の意見書等でも可能です。)

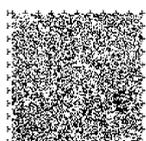
- **費用** 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります(生活保護、住民税非課税の人は無料)。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 住宅設備改善費の給付

身難

- **内容** 重度障害者(児)および障害者総合支援法の対象となる難病患者等の人の日常生活を容易にするため、住宅設備の改善に必要な費用を支給します。(ただし、一世帯あたり同一種目一件とします。)
- **種類** ※給付内容は毎年見直します。

種目	内容	対象者	基準額
小規模住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止、引き戸等への交換、洋式便器等への交換等日常生活を容易にらしめる改修(ただし、新築は対象外)	6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上の者(児)または内部障害で補装具として車いすを受給した者(ただし、温水洗浄便座への取替えについては上肢障害2級以上の者)	200,000円
難病小規模住宅改修	小規模住宅改善の範囲	難病患者で車いすを日常的に使用する者または温水洗浄便座への取り替えを受ける者	200,000円
中規模住宅改修	小規模住宅改修をもっても足りない場合	6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者(児)または内部障害で補装具として車いすを受給した者(児)	641,000円



種 目	内 容	対 象 者	基準額
ハンズフリー住宅改修	蛇口やドアノブの交換、引き戸やアコーデオンカーテンへの交換	両上肢に重度（1・2級）の障害がある者、および悪性リウマチ等両上肢に著しい障害がある難病患者	100,000円
階段昇降機		6歳以上の下肢・体幹機能障害者（原則として車いす使用者）で、障害の程度が1級または2級の者（児）。呼吸器・心臓機能障害に係る障害の程度が1級の者。内部障害で補装具として車いすを受給した者（児）	1,332,000円 (工事費を含む。)
ホームエレベーター		6歳以上の下肢・体幹機能障害（原則として車いす使用者）で、障害の程度が1級または2級の者（児）および内部障害で補装具として車いすを受給した者（児）	1,332,000円 (工事費含む。) 新築に合わせて給付することもできる。
屋内移動設備	ア 機器本体および付属器具 979,000円 イ 設置費 353,000円	6歳以上の、歩行が不能で、上肢、下肢または体幹に重度の障害を有し、かつ障害の程度が1級の者および内部障害で補装具として車いすを受給した者（児）	1,332,000円 新築に合わせて給付することもできる。
電動式ドア開閉装置		単身で外出する全身性障害者またはこれと同程度の障害者で、自力では玄関のドアの開閉ができない者	1,332,000円 (工事費を含む。)

- **費用** 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限額があります（生活保護、住民税非課税の人は無料）。
なお、工事後の申請は、給付の対象になりません。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

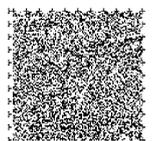
(4) 中等度難聴児発達支援事業

- **内容** 区内在住の18歳未満の児童で、補聴器の装用により言語習得等一定の効果が期待できる児童に補聴器等購入費の一部を助成します。

(支給基準額)	補聴器	1台当たり	144,900円
	ワイヤレスマイク	1台当たり	135,400円
	受信機	1台当たり	97,300円
	オーディオシュー	1台当たり	5,250円

- **対象** (助成額) 基準額の9割（生活保護世帯、区民税非課税世帯は全額）
次のいずれにも該当する18歳未満の児童

- ①身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではなく、両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上であること。
- ②耳鼻咽喉科医師による医師の意見書が提出できること。



●**問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(5) **手話等の通訳サービス**

●**内容** 聴覚または音声・言語機能障害等で、行政手続き、相談等を行う上で手話通訳を必要とする人は、手話通訳者による通訳サービスや、区が配備したタブレット端末またはご自身のスマートフォンを利用した遠隔手話通訳サービスを受けることができます。

●**対象** 聴覚または音声・言語機能障害等のためにコミュニケーション支援が必要な人

●**問合せ** 障害者福祉課 障害者支援係

電話03(3578)2460 FAX03(3578)2678

	配置場所	利用可能時間	利用方法
手話通訳者による手話通訳サービス	区役所本庁舎1階	月曜～金曜（祝日は除く。） 午前9時～午後5時 水曜のみ 午前9時～午後7時	本庁舎1階に配置されている手話通訳者に直接お申し出ください。
区が配備したタブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスや音声文字化機能・手書き機能	区役所本庁舎・各総合支所・三田図書館・子ども家庭総合支援センター・障害保健福祉センター・港区社会福祉協議会の窓口	窓口開庁時間 ※配置場所や曜日によって異なります。	上記配置場所の窓口にてお申し出ください。
ご自身のスマートフォンを利用した遠隔手話通訳サービス	各区立施設窓口	窓口開庁時間 ※配置場所や曜日によって異なります。	各窓口にてお申し出ください（費用は無料ですが、通信料の負担がある場合があります。）。

(6) **代理電話サービス**

●**内容** 区役所や病院等へ連絡が必要な場合に、代理で電話をかけます。費用は無料です（通信料の負担がある場合があります。お手持ちのスマートフォンのプランをご確認ください。）。

●**対象** 区内在住で、聴覚または音声・言語機能障害の身体障害者手帳をお持ちの人

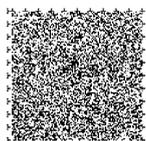
●**利用方法** お手持ちのスマートフォン等のアプリを利用します。

対応アプリ：①FaceTime ②Skype ③LINE ④webRTC

代理電話サービス利用にはIDが必要です。障害者福祉課にID取得の申請をしてください。

●**問合せ** 障害者福祉課 障害者支援係

電話03(3578)2460 FAX03(3578)2678



しかくしょうがいしゃむ だいいりかくにん
(7) 視覚障害者向け代理確認サービス

身

- **内容** テレビ電話による、郵便物や衣服等の確認を行い、日常生活を遠隔サポートします。
- **対象** 区内在住で視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの人
- **利用方法** お手持ちのスマートフォン等を利用します。
サービス利用には事前登録が必要です。障害者福祉課に申請をしてください。
- **問合せ** 障害者福祉課 障害者支援係
電話03(3578)2460 FAX03(3578)2678

りびよう
(8) 理美容サービス

身知

- **内容** 理容師・美容師が自宅まで出張し、理容（カット・シェービング）、美容（カット・ソフトメイク）を行います。
理美容サービス登録カードを交付します（年間6回まで利用できます。）。
- **対象** ①重度心身障害者手当を受給している人
②身体障害者手帳下肢または体幹機能障害1級の人
③愛の手帳1度の人
- **費用** 1回につき 500円
- **利用方法** 協力店に電話等で出張を依頼し、利用の際、理美容サービス登録カードを提示します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

じゅんかいにゆうよく
(9) 巡回入浴サービス

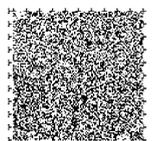
身知

- **内容** 障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽での入浴サービスを受けることが困難な人等を対象に、巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介助を行います。（原則週2回）
- **対象** ①身体障害者手帳 1・2級の人
②愛の手帳 1・2度の人
ただし、医師に入浴が許可されていない人等は対象としません。
※原則として介護保険サービスの対象者は除きます。
※施設入浴サービスを受けている人は利用できません。
- **申請方法** 申請に必要なもの
①申請書 ②承諾書 ③医師意見書
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

しせつにゆうよく
(10) 施設入浴サービス

身知精

- **内容** 自宅や公衆浴場での入浴が困難であり、入浴に際して介助が必要な障害のある人を対象に、障害保健福祉センターと、新橋はつらつ太陽内の浴室において入浴サービスを提供します。



施設入浴サービスには、「機械入浴」、「介助入浴」、「家族入浴」の3種類があり、障害の程度や必要な介助に応じた入浴サービスを提供します。

利用日：月曜～土曜（原則週2回）

●対象

種類	内容	対象者	備考
機械入浴	全介助が必要な人に対して機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で一部介助が必要な人に対して、家族浴室で、障害の状況等に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。「一部介助」の内容は衣類の着脱、洗髪、洗体等です。
家族入浴	家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。(障害保健福祉センターのみ実施)	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	家族等の介助により入浴できることが必要です。

※原則として介護保険サービスの対象者は除きます。

※巡回入浴を受けている人は利用できません。

●申請方法 申請に必要なもの

①申請書 ②承諾書 ③医師意見書

●問合せ

各総合支所 区民課 保健福祉係
障害保健福祉センター

電話03(5439)2511 FAX03(5439)2514

新橋はつらつ太陽

電話03(3433)0181 FAX03(3433)0197

(11) 無料入浴券交付

身知精

●内容 公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚（申請月により枚数は異なります。）支給します。資格要件のうち2つ以上に該当していても重複支給はありません。

●対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳をお持ちの人

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(12) 徘徊探索支援

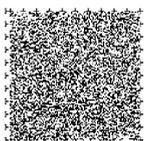
知

●内容 知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制で探索サービスを行い、所在を早期に発見します。

●対象 中度以上の知的障害者（愛の手帳1～3度）または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者

●費用 月額 500円 現場急行料 1回当たり3,000円

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係



(13) 寝具乾燥消毒

身知精

- 内容** 寝具（布団）の乾燥消毒を毎月（年12回、うち2回は水洗い）、家庭を訪問して実施します。
- 対象** 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、寝具乾燥が困難な人（ただし、医療機関に入院中・各種施設に入所中の人は除きます。）
- 費用**

寝具の乾燥消毒	1組	150円
掛・敷布団の水洗い	1枚	300円（年1回）
毛布の水洗い	1枚	50円（年1回）
- 問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(14) 紙おむつの給付・おむつ代の助成

身知精

- 内容** 紙おむつを給付します。また、医療機関に入院している人には、おむつ代を助成します。
 ※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成の併給はできません。
 ※介護保険の対象となる人は含まれません。
 ※3歳以上65歳未満の人

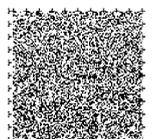
①紙おむつの給付

- 対象**
 - ①身体障害者手帳 1・2級の人
 - ②愛の手帳 1・2度の人
 - ③精神障害者保健福祉手帳 1級の人
- 利用方法** 月1回、紙おむつを配送します。紙おむつ給付対象商品（ポイント制）の中から120ポイントまで選択できます。
- 費用** 月額 500円
- ②おむつ代の助成**
- 対象** 医療機関に入院している人
- 助成内容** 月額12,000円を限度に、支払ったおむつ代金の金額を助成します。4・8・12月の年3回の請求に基づき、それぞれ4か月分を助成します。
- 問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(15) 配食サービス

身知精

- 内容** 栄養のバランスのとれた昼食または夕食を週7回までご自宅にお届けし、同時に安否確認を行います。
- 対象** 65歳未満で、食事の調理が困難な、次に掲げる人
 - ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（以下「障害者」という。）でひとり暮らしの人
 - ②障害者のみで世帯を構成する人
 - ③障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者
 ※ご家族の仕事等の理由で日中、長い時間お一人になる人についてもご相談ください。



- 費用 1回 300円～480円
- 問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(16) 救急通報システム

身難

- 内容 ひとり暮らしなどの障害者が家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは、一定時間トイレのドアの開閉がない場合に、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助等を行います。
- 対象 ①在宅の18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で、障害の程度が重度（身体障害者手帳1級・2級）の人
②在宅の18歳以上のひとり暮らし等で難病等（→61ページ）に罹患している人
- 費用 無料
※ただし、電話料金は別途かかります。
- 問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(17) 災害時避難行動要支援者登録事業

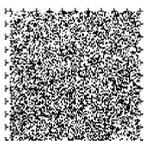
身知精難

- 内容 障害者等で、災害時に自分で避難することや身を守ることが難しい人（災害時避難行動要支援者）を対象に、安否確認や避難行動の支援等に活用するため、港区災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、管轄の警察署、消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会等に提供します。
- 問合せ ①登録要件に関する問合せ
障害者福祉課 障害者福祉係
電話03(3578)2386 FAX03(3578)2678
②制度に係る問合せ
防災課 地域防災支援係
電話03(3578)2516 FAX03(3578)2539

(18) 家具転倒防止器具等の取付支援

身知精難

- 内容 震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止対策等促進事業により助成された器具等の取付支援を無料で行います。
- 対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人または難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- 問合せ 防災課 地域防災支援係
電話03(3578)2516 FAX03(3578)2539
窓口：各総合支所 協働推進課 協働推進係



しょうがいしゃぼうさいようひん じぎょう
(19) 障害者防災用品あっせん事業

身知精

- 内 容 自ら防災用品を用意することが困難な重度障害者等に対して、防災用品を1世帯につき1回限り安価にあっせんします。
住民税非課税世帯は1割負担、生活保護世帯は無料です。
- 対 象 次の①～③でのいずれかに該当するひとり暮らしの人または該当する人のみの世帯の人
①身体障害者手帳1級～3級の人
②愛の手帳1度～2度の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
用品：①サニタクリーン・洋式便器用 ②アルファ米セット ③スーパードライ保存水8本 ④サバイバルブランケット2 ⑤避難セット ⑥非常持出袋 ⑦視覚障害者用防災ベスト（視覚障害3級以上の人のみ）
⑧聴覚障害者用クリーナー付補聴器用バッテリーチェッカー（聴覚障害3級以上の人のみ）
- 問 合 せ 防災課 地域防災支援係
電話03(3578)2516 FAX03(3578)2539
各総合支所 区民課 保健福祉係

ふきゅうじぎょう
(20) ヘルプカード普及事業

身知精難医

- 内 容 災害時および緊急時等に必要な支援内容を記入することができるヘルプカードを配布します。
- 対 象 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要とする人
- 配 布 場 所 各総合支所 区民課 保健福祉係
- 問 合 せ 障害者福祉課 障害者福祉係
電話03(3578)2383 FAX03(3578)2678

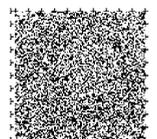
さんりょう しん きゅう
(21) 三療サービス（鍼・灸・マッサージ）

- 内 容 鍼・灸・マッサージのサービスが受けられる利用券を年間6枚給付します。
3月末頃に対象者に利用券を郵送します。
- 対 象 被爆者健康手帳をお持ちの人で申請をした人
- 問 合 せ 障害者福祉課 障害者給付係
電話03(3578)2299 FAX03(3578)2678

ちゅうしゃきんしきせい じょがい
(22) 駐車禁止規制の除外

身知精

- 内 容 駐車禁止規制の対象から除外されます。
- 対 象 (下記の障害の区分・級別に該当する手帳をお持ちの人)



手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴覚障害	2 級または 3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 または 2 級の 2 (両上肢に著しい障害がある人)
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1 級から 4 級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1 級または 3 級
		免疫、肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級
	(再認定診査が指定されている人は、再認定診査が終了している人)		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳 (療育手帳)	1 度または 2 度		
精神障害者保健福祉手帳	1 級		
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症の支給認定を受けている人		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 または 2 級の 2」に該当する人とは、両上肢に著しい障害がある人です。一上肢のみに障害のある人は対象となりません。

●申請方法

申請者は都内在住の身体障害者等です。ただし、申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合は、原則として申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族もしくは姻族を申請代理人とすることができます。また、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は、上記申請代理人により申請することができます。

都内いずれの警察署（交通課）でも申請できます。

※詳しくは都内の警察署にお問い合わせください。

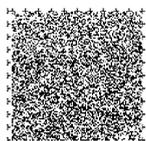
●問い合わせ

警視庁 交通部 駐車対策課

〒100-8929 千代田区霞が関2-1-1

電話 03(3581)4321 内線 54706

FAX 03(3591)2090



(23) 高齢運転者等専用駐車区間制度

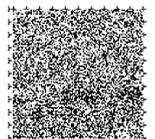
- **内容** 高齢運転者等専用駐車区間において、専用の標章を掲示した車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用します。
- **対象** 都内在住で、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている次の人が運転する普通自動車に限ります。
 - ①70歳以上の人
 - ②聴覚障害または肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人
 - ③妊娠中または出産後8週間以内の人
- **申請方法** 都内いずれの警察署（交通課）でも申請できます。
※詳しくは都内の警察署にお問い合わせください。
- **問合せ** 警視庁交通部 交通規制課（制度・設置場所）
駐車対策課（標章申請・交付）
電話03(3581)4321 内線54706
FAX03(3591)2090

(24) 資源・ごみの戸別訪問収集

- **対象** 65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、指定難病等に罹患している人、妊娠している人、産後1年を経過する月の前月末日までの子どもを養育するひとり親の人のみで構成する世帯で、自力で資源やごみを集積所に出すことが困難で、近隣住民等の協力を得られない世帯
- **申請方法** みなとリサイクル清掃事務所に電話またはFAXでご相談ください。職員がご自宅を訪問して、現在の資源・ごみの排出状況などを確認したうえで、実施の可否を決定します。
- **問合せ** みなとリサイクル清掃事務所
〒108-0075 港区港南3-9-59
電話03(3450)8025 FAX03(3450)8063

(25) 粗大ごみの運び出し収集

- **対象** 65歳以上の人、要介護認定を受けている人、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、指定難病等に罹患している人、妊娠している人、産後1年を経過する月の前月末日までの子どもを養育するひとり親の人のみで構成する世帯で、自力で粗大ごみを屋外（指定の場所）に出すことが困難で、近隣住民等の協力を得られない世帯
- **申請方法** みなとリサイクル清掃事務所に電話またはFAXでご相談ください。職員がご自宅を訪問して運び出しの可否を確認します。ただし次のような場合は収集できません。



- ①本人または代理人が、収集の際に立ち会えない場合
- ②収集により建物を損傷させる恐れがある場合
- ③作業上、危険を伴う場合
- ④長尺物、重量物等出入口から運び出せない場合
- ⑤取り外し工事や、解体作業等が必要な場合
- ⑥運び出すことが著しく困難な場合 など

●**問合せ** みなとリサイクル清掃事務所 〒108-0075 港区港南3-9-59
電話03(3450)8025 FAX03(3450)8063

(26) 成年後見制度

知精

→145ページ参照

(27) 救急情報の活用支援事業

身知精

●**内容** 障害者等の救急時（119番出動）に、迅速な救命措置等に役立てるため、障害者等に「救急医療情報キット」を配布して、安全安心を支援します。「救急医療情報キット」は、障害者等の「かかりつけ医」、「服薬内容」、「持病」等救急時に必要な情報を、容器に入れ、自宅に保管するものです。救急時（119番出動）に、本人等が病状等を説明することができない場合、救急隊が保管容器に保管されている情報を活用して「かかりつけ医」や「搬送先医療機関」等と連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立
てます。

●**対象** 障害者または健康上、不安を抱えている人

●**問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(28) 緊急ネット通報（東京消防庁）

身

●**内容** 音声（肉声）による119番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。

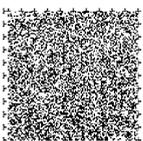
ご利用には、事前登録が必要です。また、通信料金がかかります。

※詳細は、東京消防庁のホームページより、「安全・安心情報」－「①火災予防」－「3 119番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

●**対象** 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、通勤、在学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある人

●**利用方法** 携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。

二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



- **問合せ** 東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
 電話03(3212)2111 (代表) 内線4246・4247
 FAX03(3213)1478 (防災安全課)
 メール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
 HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>
 消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

(29) 119番ファクシミリ通報 (東京消防庁)

- **内容** 119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。事前登録等の必要はなく、電話での119番通報が困難な場合などに利用できます。
 あわてずにファックス通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項(住所、氏名、年齢)をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。119番通報専用の通報用紙を消防署や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。
 ※東京消防庁 ホームページ「安全・安心情報」－「①火災予防」－「3119番通報」－「119番通報のしくみ」－「119番ファックス通報用紙のダウンロードはこちらへ」

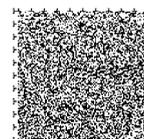
- **問合せ** 東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
 電話03(3212)2111 (代表) 内線4246・4247
 FAX03(3213)1478 (防災安全課)
 メール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
 HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>
 消防車・救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

(30) 電話リレーサービス

- **内容** 聴覚や発話に困難がある人と、きこえる人との会話をオペレータが通訳することにより、電話で即時双方向につながるができる、国が提供する公共インフラのサービスです。利用料金のご登録のプランにより異なります。

電話リレーサービスを介して119番通報することも可能です。

- **対象** ①聴覚や発話に困難がある人
 ②きこえる人で、聴覚や発話に困難がある人に電話をかけたい人
- **利用方法** お手持ちのスマートフォンやパソコンで、電話リレーに必要な電話番号を取得して利用します。郵送または専用のアプリで、利用登録をすることで、電話番号の取得ができます(きこえる人は電話番号の取得は必要ありません。聴覚や発話に困難



がある人が取得した電話番号に連絡すると、オペレータを介し、本人に連絡ができます。)

- **問い合わせ** 一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話 03(6275)0912 FAX 03(6275)0913
ホームページ <https://nftrs.or.jp>
ホームページにて、手話・文字チャットでの問い合わせができます。

(31) 手話での法律相談

身

- **内容** 金銭貸借、相続、遺言、離婚、交通事故、住まい等の法律問題全般に関する相談について、対面での手話通訳を行います。

- **対象** 聴覚または音声・言語機能障害等で手話通訳を必要とする人

- **利用方法** 相談希望日の2週間～原則1週間前に、みなとコール（午前9時～午後5時）への電話、または、港区ホームページ（港区相談予約システム）へ。ファックスでの申込みは区長室広聴担当へ。

※ファックスでの申込みは、港区ホームページの様式を使ってご予約いただくこともできます。

※相談者自身で通訳を手配する場合は、当日まで予約を受け付けます。

- **相談時間** 50分間

- **問い合わせ** 電話での申込み

みなとコール 03(5472)3710

港区ホームページ（港区相談予約システム）での申込み



FAXでの申込み

区長室 広聴担当 手話での相談申込専用FAX番号

03(3578)2034

